

岩手県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
ロツツ株式会 社	大船渡市猪川町字 前田 9 番地28	大船渡市猪川町字 前田10番地19	リハ特化型訪問看護ステ ーションさんぼ	陸前高田市高田町字館の 沖303番地 1 アバッセ たかた専門店街	令和 7 年 9 月 1 日
株式会社グッ ドナース	盛岡市中太田新田 25番地612	盛岡市太田四丁目 5 番11号	訪問看護ステーション結 いの手	紫波郡矢巾町医大通二丁 目 7 番 7 号 C o c o テ ラスY 2 階	令和 7 年 9 月 22日

2 介護予防訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
ロツツ株式会 社	大船渡市猪川町字 前田 9 番地28	大船渡市猪川町字 前田10番地19	リハ特化型訪問看護ステ ーションさんぼ	陸前高田市高田町字館の 沖303番地 1 アバッセ たかた専門店街	令和 7 年 9 月 1 日
株式会社グッ ドナース	盛岡市中太田新田 25番地612	盛岡市太田四丁目 5 番11号	訪問看護ステーション結 いの手	紫波郡矢巾町医大通二丁 目 7 番 7 号 C o c o テ ラスY 2 階	令和 7 年 9 月 22日